

# 個別避難計画を作りますか

災害が発生したとき、  
あなたは安全の確保ができますか？



「災害に備える」というと、食料や飲料水などを備蓄することを思い浮かべますが、自宅と周辺の安全性を確認し、安全が確保できないようであれば、自宅以外への避難を考えておくことも大切です。

自分だけでは避難できない方は、  
事前に避難先と支援者を決めておく  
「個別避難計画」を作成し、災害に備えましょう

詳しくは裏面へ

自宅の安全性を確認

「茂原市洪水ハザードマップ」 & 「茂原市地震ハザードマップ」

安全性に不安がある

親戚・知人宅への避難      又は      避難所に避難

避難に支援が必要

個別避難計画の作成      &      非常用持ち出し袋の準備

## 個別避難計画とは ※1



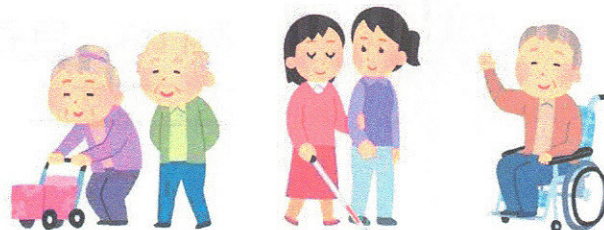
自力での避難が困難な**避難行動要支援者**が、事前に避難先と支援者を決めておくことです。この情報は必要に応じて、市から自治会や自主防災組織などに公開され、避難支援に役立てられます。

## 避難行動要支援者とは

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害時に配慮が必要な方が避難行動要支援者と定義されます。

※2  
**茂原市では以下の方を対象に個別避難計画の作成を進めています。**

- 75歳以上の高齢者のみの世帯
- 介護保険法の介護度3以上の方
- 身体障害者手帳1級又は2級の方
- 療育手帳A以上の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- その他、災害時において支援が必要と認められる者



⇒ **災害時、自身の力で避難することが困難な人は  
個別避難計画を作成しましょう**

## 計画の作り方

以下の関係者（個別避難計画作成等関係者）が、作成のお手伝いをします。

- お住まいの地域の自主防災組織、自治会、民生委員、茂原市社会福祉協議会
- 利用している福祉サービス事業者
- その他の個別避難計画を連携して作成する関係者

**計画の書き方など、分からないことは以下の問合せ先へご連絡ください**

※1 令和3年5月に改正された災害対策基本法により個別避難計画の作成が市町村の努力義務化されました。  
※2 避難行動要支援者名簿への登録対象者

問合せ先

電話番号

( )

作成：茂原市福祉部社会福祉課  
0475-20-1571